

令和9年度（4月1日からの利用）保育所等利用案内 ～ 西区にお住まいの方へ ～



令和9年4月1日から、認可保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の利用を希望する方への案内です。なお、令和8年度に利用申請・転園申請をして保留中の方も、令和9年4月1日からの利用を希望される場合は改めて申請が必要です。

必ず、**1**～**5**までご確認ください。

※ 次の（ア）または（イ）に該当する方は、**4**をご確認ください。

（ア） 障害など個別の支援が必要なお子さんの場合

（イ） 横浜市外の保育所等の利用を希望する方のうち、利用開始日の前日までに、横浜市外へ転出する予定がない場合

※ 利用開始日の前日までに、横浜市外へ転出する予定がある場合は、転出先の市区町村への申請となります。

1 申請期間・申請方法等（一次申請）

必要書類一式を**オンラインにて提出してください**。（詳細 ⇒ **3**へ）

※ 原則、マイナンバーカードを使ったオンライン申請となります。区役所窓口での受付は行いません。

申請期間	令和8年10月1日（木）～ 令和8年10月28日（水）
申請方法	オンライン <締切日 23時59分までの送信分が有効> 申請者（給付認定保護者）のマイナンバーカードと、マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号（数字4桁／英数字6桁～16桁）が必要です。 詳細は横浜市HP及び利用案内をご確認ください。 
利用調整結果 通知書発送日 （予定）	令和9年1月19日（火）以降 ※ 通知が届かない場合の電話による結果公表開始は、令和9年1月22日（金）を予定しています。 ※ 利用調整の結果を発送する前に、「教育・保育給付認定決定通知書」を発送する予定です。（すでに教育・保育給付認定を受けている方には送付しません。）
注意事項	必要書類が申請期間までにすべて揃わない場合、 A 給付認定申請書 、 B 利用申請書（保育所等用） は 10月28日（水）までに必ず提出してください 。後日提出した場合、二次利用調整からの対象となります。 （ A 、 B 以外の不足書類の追加提出については、次ページへ）

※ やむを得ず、オンライン申請を行うことが出来ない方は、以下の宛先に申請書類を郵送してください。

〒231-8350 （住所の記入は不要です）

横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 宛 <締切日消印有効>

※ 郵便料金に不足が無いようご注意ください。

・不足書類の追加提出

申請締切日までに必要書類の一部の提出が間に合わなかった場合、不足書類を追加でご提出ください。
不足書類の提出先及び提出締切日については、詳しくは不足書類があった方へご連絡します。

最終提出期限	令和8年11月20日（金） （オンライン：締切日 23 時 59 分までの送信分が有効、郵送：締切日消印有効）
注意事項	締切日を過ぎてから提出された書類については、一次利用調整に反映できません。 一次利用調整後、利用を希望する園に空きがあった場合、二次利用調整を行う際に反映します。

2 申請期間・申請方法等（二次申請）

一次利用調整を行った結果、定員に満たなかった場合などに、二次利用調整を行います。
（一次申請から申請している方は、希望施設の変更等がない限り、改めての申請は不要です。）

必要書類一式を**オンラインにて提出してください。**（詳細 ⇒ **3**へ）

※ 原則、マイナンバーカードを使ったオンライン申請となります。区役所窓口での受付は行いません。

申請期間	令和8年12月23日（水）～ 令和9年2月2日（火）
申請方法	オンライン <締切日 23 時 59 分までの送信分が有効> 申請者（給付認定保護者）のマイナンバーカードと、 マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号 （数字4桁／英数字6桁～16桁）が必要です。 詳細は横浜市 HP 及び利用案内をご確認ください。 
利用調整結果 通知書発送日 （予定）	令和9年3月2日（火）以降 ※ 通知が届かない場合の電話による結果公表開始は、令和9年3月5日（金）を 予定しています。

※ やむを得ず、オンライン申請を行うことが出来ない方は、以下の宛先に申請書類を郵送してください。

〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号
 西区こども家庭支援課 令和9年度保育所二次申請担当 宛 <締切日必着>
 ※ 郵便料金に不足が無いようご注意ください。

・不足書類の追加提出

申請締切日までに必要書類の一部の提出が間に合わなかった場合、不足書類を追加でご提出ください。

最終提出期限	令和9年2月3日（水） （オンライン：締切日 23 時 59 分までの送信分が有効、郵送：締切日必着）
--------	--

3 申請に必要な書類

「令和9年度横浜市保育所等利用案内」16～19ページをご確認ください。

なお、やむを得ず郵送で申請される方は、次の書類もあわせて必ずご提出ください。

- **A** 給付認定申請書
- **B** 利用申請書（保育所等用）
- **D** マイナンバー記入用紙・本人確認書類
- 提出書類確認票（兼重要事項確認票）
- 返信用封筒（110円分の切手を貼り、宛名を記入）

※ 例年、必要書類の不足不備が多数見受けられます。申請前に必ず提出書類及びその内容の確認をお願いします。

※ 提出書類は、返却できません。（コピーしてお手元に保管されることをおすすめします）

※ 就労証明書等の証明書類は発行に時間がかかる場合があるため、お早めの依頼をおすすめします。

※ きょうだいを同時に申請する場合、就労証明書等の添付書類は、一番下のお子様に原本を、上のお子様にはコピーを付けてください。

4 区役所窓口での申請（一次申請・二次申請共通）

（ア）または（イ）に該当する場合のみ、区役所窓口での手続きが必要です。

- ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時45分～午後5時。
土曜日開庁での受付・相談はできません。
12時から13時の時間や混雑時等は、長時間お待ちいただく場合があります。

（ア）障害など個別の支援が必要なお子さんの申請（窓口のみ）

申請前に、個別面談が必要となります。ご予約の上でご来所ください。

面談期日：令和8年10月13日（火）まで

連絡先：西区こども家庭支援課 こども家庭支援担当（区役所2階28番窓口）
045-320-8402

（イ）横浜市外の保育所等の利用を希望する方のうち、利用開始日の前日までに、横浜市外へ転出する予定がない場合（窓口のみ）

あらかじめ利用希望先の市区町村に、申請締切日や利用要件、必要書類、担当部署名、希望園の受入年齢等をご自身でご確認の上でご来所ください。

必要書類	申請締切日
・ 申請に必要な書類 （「令和9年度横浜市保育所等利用案内」16～19ページ） ・ その他希望先の保育所等のある市区町村が求める書類	希望先市区町村の申請締切日の 一週間前まで ※ 余裕をもってご提出ください。

えんさがしサポート☆よこはま保育のご紹介

横浜市では、保護者の方の園選びを支援し希望園の選択肢を広げることを目的に、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート☆よこはま保育」を運営しています。
見学する園を選ぶ際の参考にご覧ください。

えんさがしサポート☆よこはま保育 横浜市

検索



5 問合せ先

● 申請書類の書き方・受付の日程等

専用ダイヤル TEL: 045-664-2607

期間: 令和9年1月25日(月)まで(土日祝日を含む)

※ 令和8年12月29日(火) ~ 令和9年1月3日(日)を除く。

時間: 午前8時 ~ 午後8時

● 個別の相談先

西区こども家庭支援課 保育担当

〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号 区役所2階27番窓口

TEL: 045-320-8472 FAX: 045-322-9875

時間(窓口): 午前8時45分 ~ 午後5時

時間(Tel): 午前8時45分 ~ 午後5時15分

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。土曜日開庁での受付・相談はできません。

その他の注意事項

○ 出生前に利用申請をする方

令和9年2月3日(水)までに出産予定で、令和9年4月1日利用を希望する方は、出生後、令和9年2月10日(水)までに「出生後届出書」の提出が必要です。期日までに提出がなかった場合は利用調整の対象になりません。

※ 「**A** 給付認定申請書」及び「**B** 利用申請書(保育所等用)」の児童のお名前は「ベビー」と入力(例: 横浜 ベビー)し、生年月日欄は出産予定日を入力してください。また、必ず母子健康手帳(表紙と出産予定日がわかるページ)の写しもご提出ください。

※ 出産予定日が2月3日以降であっても、2月3日までにお子さんが生まれた場合は、4月1日利用の対象となります。実際の出生が2月3日以降になった場合は、4月1日利用の対象となりません。5月以降の利用を希望される場合は、再度、申請書類一式をご提出ください。

○ 育児休業中に利用申請(転園申請含む)される方へ

- ・ 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、育児休業を終了し、現在の雇用先に復職することを前提とした申請となります。
- ・ 保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。(地域型保育事業等の卒園児が、他の施設に進級後も育児休業中の利用継続を希望する場合を除く。)

(例) 4月1日利用開始の方は、4月1日~4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。

○ その他

内定後の辞退は、他に希望されている方々のご迷惑となります。園の方針等の確認や見学を事前に行っていただき、確実に通うことができる希望園を申請してください。